

浜松市(静岡県)

(2005年7月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年7月1日	合併の方式：新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入	<p>旧水窪町 旧佐久間町 旧龍山村 旧引佐町 旧細江町 旧三ヶ日町 旧雄踏町 旧舞阪町 旧春野町 旧天竜市 旧浜北市 旧浜松市</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：786,306人(高齢化率 ⁽²⁾ 17.4%)	面積 ⁽³⁾ ：1511.17k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：65人(法定上限56人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：5,894人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.815	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：82.2%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：262,952,397千円		
うち、地方税116,561,565千円、地方交付税19,850,000千円		
合併特例債発行予定額56,500百万円/同限度額78,700百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業5.4%、第二次産業40.4%、第三次産業54.2%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。法定上限数は地方自治法による。市条例では46名。 (5)：浜松市7月補正予算説明書。 (6)(7)：平成16年度地方財政状況調査を参考。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧浜松市	582,095人	15.9%	256.88k m ²	46人	3564人	0.89	73.6%
旧浜北市	84,905人	17.6%	66.64k m ²	24人	533人	0.74	75.5%
旧天竜市	23,747人	25.7%	181.65k m ²	18人	223人	0.40	82.9%
旧舞阪町	11,787人	18.6%	4.63k m ²	16人	84人	0.57	80.3%
旧雄踏町	13,889人	18.5%	8.15k m ²	16人	106人	0.53	82.1%
旧細江町	21,281人	20.6%	34.18k m ²	16人	101人	0.64	80.3%
旧引佐町	15,103人	23.3%	121.18k m ²	16人	115人	0.42	82.3%
旧三ヶ日町	16,118人	25.4%	75.65k m ²	16人	129人	0.61	87.6%
旧春野町	6,414人	35.5%	252.17k m ²	14人	103人	0.22	82.8%
旧佐久間町	6,008人	39.4%	168.53k m ²	13人	111人	0.30	84.1%
旧水窪町	3,723人	35.2%	271.28k m ²	12人	76人	0.18	87.9%
旧龍山村	1,236人	39.4%	70.23k m ²	9人	39人	0.29	93.9%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、⑦合併支援プランにより政令市移行に必要な人口が70万に緩和されたため>

本市は政令指定都市を目指し、政令指定都市のメリットを活かして、地域の持続的発展と地域自治の実現を図るために合併が必要であるから。

(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、③方式>

<p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>合併の方式を「編入合併」に決定するにあたり、合併後のまちづくりや合併協議に対等な精神で臨み、各市町村が特色を持って行ってきた事業を一市多制度として残したこと。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、④地域団体・経済団体など></p>
<p><合併推進の具体的な活動></p> <p>浜松市長による関係市町村住民への合併に関する講演会、各市町村毎の住民説明会、商工会議所や経済同友会などの各種団体によるシンポジウムや研究会などの開催。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
2002年10月に政令指定都市構想の実現に向けての調査・研究を目的として発足した環浜名湖政令指定都市構想研究会は、合併した12市町村のほかに、湖西市及び新居町、オプザーバー（磐南5市町村の代表）により組織された。2003年6月に設置された合併協議会準備会は、新居町を含む13市町村で組織した。そして、同年9月の合併協議会設置時には、12市町村となった。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
①郡の構成市町村、②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑤広域連合の構成市町村、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑦広域市町村圏の構成市町村⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑨大都市周辺地域広域行政圏の構成市町村、⑩大都市周辺地域広域行政圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致、⑫その他（通勤通学のなどの市町村館の住民の活動が活発であることと事務の共同の実施などを実施していた。）	
(4) 合併の端緒	
2002年7月、浜松市長が浜名湖周辺10市町による「環浜名湖政令指定都市構想」を提唱し、地方拠点法に基づく「静岡県西部地方拠点都市地域整備推進会議(1994年9月設立)」加盟22市町村に呼びかけたことが契機となっている。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2003年9月29日～2005年6月30日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員各1名、都道府県職員3名（参事(分権担当)、西部県行政センター所長、北遠県行政センター所長)、大学等の研究者2名、学識経験者13名（共通1名、市町村選出12名） 計42名
運営上の工夫	合併協議を対等に進めるために、人口約1,200の村から約600,000の市まで、どこも3人という同数で協議を行い、決議は多数決によらず、継続協議をしながら時間をかけて合意を形成していった。

(7) 基本5項目 (①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)

<協議を行ううえでの工夫>

「合併の方式」は、編入合併であるが、合併後におけるまちづくりは、対等な精神を持って臨み、各市町村が特色を持って行ってきた独自のまちづくりの歴史と伝統を尊重することを確認した。「新市の名称」は、対等の精神を尊重するため公募によって名称を決定した。

<協議開始および決定の時期>

	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)
協議開始:	03年10月	03年10月	03年10月	03年10月	03年11月
合意:	04年2月	04年5月	04年6月	04年2月	04年2月

<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>

①方式

合併の方式を決定する際に、編入される市町村の不安を払拭するために、対等な立場で協議を行うことを確認するため、委員からの提案を受け、そのための決議を行った。

<基本項目①「合併の方式」の決定理由>

新設・編入

旧浜松市と他の合併市町村の規模の差も大きく、編入される市町村の不安を払拭するため、対等の立場で協議を行っていくことが協議会で確認されたから。

<基本項目②「合併の期日」の決定理由>

2005年7月1日合併

合併特例法の適用の期限、政令指定都市移行への準備期間、住民への合併期日の周知期間、新市電算システム稼働の確実性等を考慮したため。

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>

公募有・無

決定手続: 合併関係市町村の在住の住民を対象に、公募をおこない、その結果を参考として合併協議会で決定した。

選定理由: 新市の名称を募集し、全ての市町村、年代において、「浜松市」に最多の応募があったという結果を尊重して、合併協議会で決定した。

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点>

既存施設・新規建設

編入合併のため、旧浜松市の庁舎を新市の事務所とした。行財政改革の推進のため既存施設を活用すべきあること、また、合併の方式も編入に集約されていたことも理由の一つである。

(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)

総合事務所として地域自治区の事務所を兼ねる。

<基本項目⑤「財産の取扱い」>

(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)

正の財産はあり、問題になることもなく財産区とした。負の財産はなし。

(8) 新市建設計画 (計画の対象: 全市 or 編入された区域)

計画の期間: 10ヵ年

理由 ①新市建設計画は住民に対して新市の将来像を示すマスタープランとしての役割を果たすものであり、12市町村という大合併をした本市にとっては10年という計画期間を必要とした。

②合併特例法第11条で合併特例債の地方交付税の算定特例期間が10年のため。

<策定に当たっての工夫>

12市町村が共通のルールにより10年間の歳入フレームを定め、これに基づいて各々の積み上げ方式で作成した中期計画をベースに合併により新たに生ずる財源等を加味した新市全体の財政計画を作成した。これにより合理的かつ健全な行財政運営に裏付けられた計画となっている。

<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>①新市の一体性の確保と政令市に向けた事業の取捨選択。</p> <p>②合併によるメリットをいかに計画に盛り込むのか。</p>				
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>「環境と共生するクラスター型都市」を都市ビジョンとして掲げ、都市機能と自然環境が補完し合い、また、都市内分権の実践による地域の均衡ある発展を目指す。</p>				
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容></p> <p>新市を3つのゾーンに分け、それぞれの地域が新市として果たすべき役割を各々の総合計画等を継承する中で盛り込んでいる。</p>				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	275,689	253,861	239,594	245,007
地方税	123,156(44.7)	119,158(46.9)	119,912(50.0)	123,456(50.4)
地方交付税	30,512(11.1)	21,252(8.4)	22,291(9.3)	23,314(9.5)
歳出合計	266,733	253,861	239,594	245,007
人件費	50,727(19.0)	49,505(19.5)	47,572(19.9)	42,834(17.5)
(参考：一般職員数)	(5,184人)			
公債費	32,802(12.3)	34,079(13.4)	36,705(15.3)	36,080(14.7)
投資的経費 ⁽²⁾	73,728(27.6)	62,775(24.7)	46,116(19.2)	51,978(21.2)

(1) 2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(2) = (普通建設事業費+災害復旧事業費+失業対策事業費)

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全21号。配布方法：全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ520回開催） ・HPの開設（2003年10月開設、月5回定期更新、アクセス数282,553回） ・その他（具体的に：各市町村広報紙・HPによる広報・各市町村独自の出前講座） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名称)：市町村合併に伴う新しいまちづくりについての住民意識調査 (時期)：2004年2月20日～3月31日 (対象者)：12市町村内の18歳以上の住民10,000人 ※住民基本台帳より無作為抽出 (方法)：アンケート方式 (郵送)・訪問	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：市町村合併特別交付金 10億円	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	97,692千円
委託内容	新市建設計画策定支援業務及び政令指定都市移行準備にかかる調査業務。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 65 人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無
その理由	行財政改革の見地に立ち在任特例を使用せず、合併不安払拭のために定数特例を使用した。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	有 (2006 年 6 月 30 日まで特例措置を適用)・無
その理由	政令市に移行した場合を想定して、広大な区域をカバーできる体制とした。農業委員会法 3 条 2 項の規定により新市域を 4 つの区域に分けて 4 つの農業委員会を設置。また合併特例法 8 条 1 項及び 3 項の規定を適用し、農業委員会ごとに定数を定め 1 年間在任する。
(3) 三役	
旧浜松市	市長、助役、収入役は引き続き新市の市長、助役、収入役。
旧浜北市	市長、助役、収入役は退職。
旧天竜市	市長、助役、収入役は退職。
旧舞阪町	町長、助役は退職。収入役は新市の総合事務所長。
旧雄踏町	町長、助役、収入役は退職。
旧細江町	町長は退職、助役は監査室参事、収入役は退職。
旧引佐町	町長、助役、収入役は退職。
旧三ヶ日町	町長、助役、収入役は退職。
旧春野町	町長、助役、収入役は退職。
旧佐久間町	町長、助役、収入役は退職。
旧水窪町	町長、助役、収入役は退職。
旧龍山村	村長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>合併後 5 年間で 650 人程度を削減。 <新規採用の抑制>組織の健全な維持及び活性化に必要な最小限に抑える。 民間委託または民営化を積極的に導入。
給与の調整	<給料表の統一>国公行政職 (一)。 現給保障を基本とする。
役職の調整	合併後の機構及び組織にあわせて調整。
(5) 組織・機構の整備方法	
合併と同時に、部・課とも完全に統合。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
旧天竜市	合併前の 4 支所は市民サービスセンターとして存続。
(7) 地域審議会等	
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (地域自治区を設置)・無
その理由	・身近な行政サービスの提供。 ・地域住民の意見を行政運営に反映。 ・地域における市民協働条例の推進のため。
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法	

固定資産税	旧佐久間町：1.65% 旧龍山村：1.66% その他：1.4%	2006年度から1.4%に統一。
都市計画税	旧浜松市・旧天竜市：0.3% 旧浜北市：0.2% その他：課税なし	2010年度まで現状どおり。2011年度から0.3%に統一。
事業所税	旧浜松市：課税 その他：課税なし	2010年度まで現状どおり。2011年度から旧浜松市に統一。
入湯税	旧浜松市・旧雄踏町・旧三ケ日町・旧春野町：150円 旧舞阪町：70円	合併時より150円に統一。
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	2006年度までは現行どおり。2010年度の統一を目標に段階的調整を行なう。	
下水道料金	2006年度までは現行どおり。2010年度の統一を目標に段階的調整を行なう。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
賦課徴収方法	四方式（所得割額、資産割額、均等割額、平等割額）	四方式（所得割額、資産割額、均等割額、平等割額）
所得割	旧浜松市：3.54% 旧浜北市：5.1% 旧天竜市：5.98% 旧舞阪町：5.46% 旧雄踏町：5.54% 旧細江町：4.7% 旧引佐町：4.84% 旧三ケ日町：5.32% 旧春野町：5.2% 旧佐久間町：4.85% 旧水窪町：6.4% 旧龍山村：4.5%	2007年4月までは従来どおり。2007年4月より旧浜松市と旧11市町村の2本立てとなり、2010年度に統一予定。
資産割	旧浜松市：48% 旧浜北市：26% 旧天竜市：45% 旧舞阪町：11.5% 旧雄踏町：35.28% 旧細江町：26.83% 旧引佐町：26.91% 旧三ケ日町：23.07% 旧春野町：12.6% 旧佐久間町：65% 旧水窪町：47% 旧龍山村：70%	2007年4月までは従来どおり。2007年4月より旧浜松市と旧11市町村の2本立てとなり、2010年度に統一予定。
均等割	旧浜松市：21,000円 旧浜北市：28,500円 旧天竜市：25,200円 旧舞阪町：33,000円 旧雄踏町：26,640円 旧細江町：25,300円 旧引佐町：24,960円 旧三ケ日町：28,560円 旧春野町：17,630円 旧佐久間町：20,000円 旧水窪町：23,000円 旧龍山村：22,000円	2007年4月までは従来どおり。2007年4月より旧浜松市と旧11市町村の2本立てとなり、2010年度に統一予定。

平等割	旧浜松市：22,000円 旧浜北市：29,000円 旧天竜市：27,500円 旧舞阪町：30,000円 旧雄踏町：21,780円 旧細江町：26,000円 旧引佐町：26,880円 旧三ヶ日町：34,890円 旧春野町：22,960円 旧佐久間町：20,500円 旧水窪町：27,200円 旧龍山村：21,000円	2007年4月までは従来どおり。2007年4月より旧浜松市と旧11市町村の2本立てとなり、2010年度に統一予定。
(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧浜松市：3,200円 旧浜北市：2,958円 旧天竜市：2,960円 旧舞阪町：3,300円 旧雄踏町：3,200円 旧細江町：3,600円 旧引佐町：3,700円 旧三ヶ日町：3,250円 旧春野町：2,800円 旧佐久間町：2,620円 旧水窪町：2,800円 旧龍山村：3,110円	2005年度は不均一賦課し、2005年度に策定している第3期介護保険事業計画で保険料を統一する。（2006年度から）
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	旧浜松市のシステムを基本に統合した。統合にあたっては、リスクを抑えるため新たな機能の追加やシステムの改善は原則として行なわないこととした。 また、新市のシステム全体は旧浜松市が担当し、庁舎内ネットワークなど個々に関わる業務は各旧市町村が担当した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	市以外は、基本的に旧町名を旧字名の前に付けた。 《例》 浜名郡舞阪町浜田〇〇番地 → 浜松市舞阪町浜田〇〇番地 引佐郡細江町気賀〇〇番地 → 浜松市細江町気賀〇〇番地 周知郡春野町宮川〇〇番地 → 浜松市春野町宮川〇〇番地 磐田郡水窪町奥領家〇〇番地 → 浜松市水窪町奥領家〇〇番地 磐田郡龍山村大嶺〇〇番地 → 浜松市龍山町大嶺〇〇番地 など	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：31,700百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定委員会を2005年10月～2007年3月まで15回開催予定。また、有識者や一般市民が参加をしたワークショップを2005年9月～2006年3月まで開催予定。
総合計画	同上
(3) 合併による効果	

<②サービスの高度化・多様化>

旧浜松市以外では市町村役場で行なわれていなかった中核市業務などのサービスが地域においても享受できるようになった。

また、政令指定都市移行が実現すれば、国県道の管理、児童相談所の設置、都市計画の決定などが、新たに市独自で行なえることとなる。

<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開>

これまで旧市町村においてバラバラに計画、実施されてきた事業が、計画が一本化され効率的に実施されるようになった。

<⑤行財政の効率化>

特別職や市議会議員の減による人件費の削減、一部事務組合や附属機関などの統廃合による組織の簡素化、電算システムの統合や補助金の統廃合などの事務事業の見直しなど各種方面で行財政の効率化が図られた。

また、企業の代表者を始めとする民間メンバーを中心とした第三者機関「行財政改革推進審議会」を設置し、より効率的な行政運営を実施するための答申をもらう予定である。

さらに政令指定都市移行が実現すれば、新たな財源が見込まれ、より市独自の事業推進が可能になる。

(4) 合併による問題点と解決策

<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる>

旧市町村単位に地域自治区を設置し、旧市町村の庁舎を総合事務所として、地域住民に対し、これまでと同様のサービスを提供できるよう配慮したり、旧議会の代わりとして地域協議会を設定し、地域住民の意見を市政に反映する仕組みづくりを行なった。

<④各地域の歴史、文化、伝統が失われる>

「クラスター型都市」を都市ビジョンとして掲げ、一市多制度を出来る限り認め、これまでの地域の個性を活かしながら、地域の均衡ある発展を推進している。

具体的には、旧市町村単位に設置した地域自治区ごとに、地域自治振興費という予算を枠配当し、区ごとに独自の裁量で編成できる予算システムを確立した。

<⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する>

④で回答したとおり、本市では「クラスター型都市」をビジョンとして掲げ、地域の均衡ある発展を推進している。

また③で回答したとおり、旧市町村ごとに地域自治区を設置し、中山間地の住民が都市部の住民と同様のサービスを受けることが出来、また、地域の声が市政に反映できるような仕組み作りをおこなっている。

(5) 残された課題

- ・政令指定都市への移行（区制移行後の組織など）。
- ・都市内分権の推進（地域自治区及び地域協議会の運営、一市多制度など）。
- ・都市としての一体感の醸成。